

大阪市告示第205号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月18日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新大阪センイシティー・セントラルスクエア西宮原店

大阪市淀川区西宮原二丁目2番1、2、13

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

協同組合新大阪センイシティー 代表理事 吉木 学

大阪市淀川区西宮原二丁目2番2号

外1者

(3) 変更事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| 位置 | 収容台数 |
|---------|------|
| 建物1階南西側 | 42台 |
| 建物3階 | 160台 |
| 合計 | 202台 |

(変更後)

| 位置 | 収容台数 |
|---------|------|
| 建物1階南西側 | 43台 |
| 建物3階 | 130台 |

| | |
|----|------|
| 合計 | 173台 |
|----|------|

(4) 変更年月日

令和8年10月3日

2 届出年月日

令和8年2月2日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和8年2月18日(水)から令和8年6月18日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年6月18日(木)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)